

(平成29年4月1日現在)

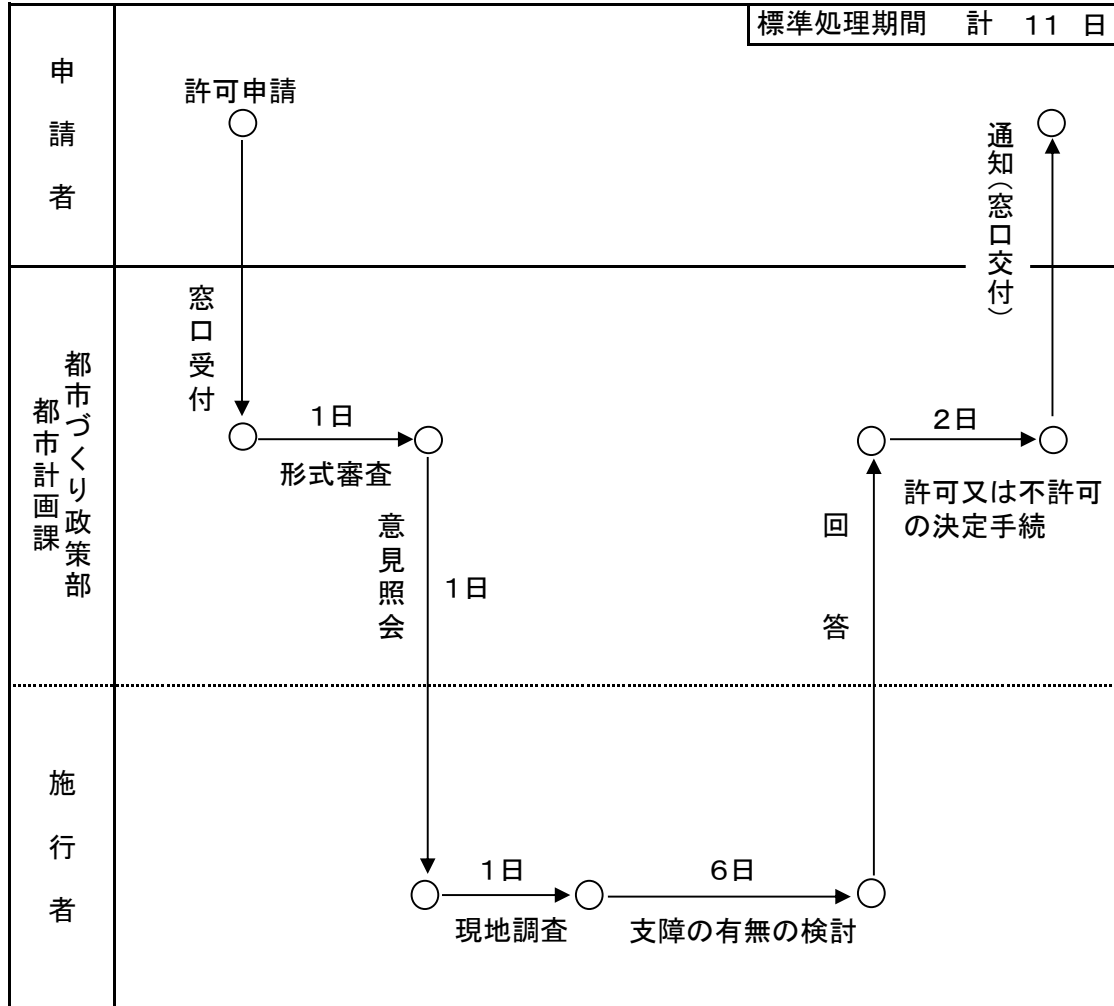
事務処理フロー図

都市整備局都市づくり政策部

作成部署 都市計画課計画調査担当 担当 電話 30-243

事務名 都市計画事業の施行区域内の建築等許可(町村の区域内に限る。)

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	意見照会	形式審査が終了した申請書について、支障の有無を意見照会します。
3	現地調査	申請地の現地調査を行い、申請書に記載されている現況について確認します。
4	支障の有無の検討	事業の進捗状況等を勘案して、支障があるかないかを調査検討し、意見を付して回答します。
5	許可又は不許可の決定手続	施行者の意見を踏まえて、事業の支障となるおそれがあるか否か、おそれがある場合には、支障となる程度に応じて許可すべきか否か許可に条件を付すべきか否か、どのような条件を付すべきかを検討し、許可の諾否について都市づくり政策部長が決定します。
6	通知	申請者に通知します。